

令和4年度事業計画書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

都民が安心して暮らせる社会の実現を目指し、防火・防災・救急業務関係者の育成並びに都民の防火・防災・救急の意識と行動力の向上に関する各種事業を積極的に推進する。

I 公益目的事業

防火・防災業務関係者の育成、都民の防火・防災意識と行動力の向上、応急手当の普及啓発及び救急需要対策等として、次の事業を実施する。

1 公1事業

(1) 防火・防災・応急手当普及啓発事業(公1-1)

ア 普及啓発事業

(7) 「SAFETY LIFE TOKYO」の発行

防火・防災・応急手当に関する多角的な情報を発信、提供する防災・救急情報誌「SAFETY LIFE TOKYO」を、学校、病院、防火防災救急業務に関連する事業所等に発行する。

(4) ホームページ、フェイスブック、ツイッターなどSNSを活用したタイムリーな情報発信

a 協会の概要、事業及び財務状況、社会貢献活動、コンプライアンスに係る情報を公開する。

b 防火・防災関連講習、応急手当講習の予定及び申込受付状況を提示する。

c 消防博物館及び池袋、立川、本所各防災館等のイベント案内及び予約受付状況を提示する。

(7) 防火・防災関係強化週間における防火・防災普及事業

秋、春の火災予防運動週間、危険物安全週間、防災週間の防火・防災関係強化週間に併せ、啓発ポスター等の作成及び防火・防災に関する講演会等を実施する。

(イ) 各種イベント等への参画事業

a 東京で開催される消防隊員が一同に消防救助技術を競い合う大会や東京消防出初式において防火防災思想の普及啓発事業を実施するとともに、防火安全セミナーなど各種イベント等に参画し、各種情報の提供、防火・防災意識の向上及び応急手当等の普及啓発や防災、救急用品等を展示する。

b 令和5年度に開催予定の東京国際消防防災展2023実行委員会に参画し事業支援を行う。

- (f) 公募による防火・防災意識の普及啓発事業
 - a 火災予防標語を公募し、その中から優秀な標語を選考し、結果を広く都民に公表、奨励するとともに活用を図る。
 - b 地震等の自然災害による被害の軽減や火災等の未然防止策など防火・防災に関する優れた取組みや応急手当の普及活動等をとおして、都民生活の安全、安心なまちづくりの推進に功労があった個人、町会、自治会、事業所等を表彰する。
- (g) 自主防災活動等に対する助成事業

地域における防火・防災思想の普及活動や、応急手当の普及啓発を行う事業を対象に公募を行い、当該事業に対し助成する。
- (h) 応急手当普及事業
 - a 各種イベントや救急医療週間等を捉えて、応急手当や救急車の適正利用に関する普及啓発活動を実施する。（救急セミナーにおける救命講習等）
 - b 救急車同乗研修の安全と成果向上を図るため、研修生に対する感染防止資器材等のコーディネート業務を実施する。
- (i) 救急関係事業への協力事業
 - a 東京都福祉保健局、公益社団法人東京都医師会等と連携した東京マラソン参加者及びボランティアに対する大規模救命講習を開催する。
 - b 東京マラソン開催時において、現場救護所等へ救護員を派遣するなど、大規模イベントの応急救護体制を支援する。
- (k) 優良防火対象物認定表示制度（優マーク制度）の普及促進広報

優マーク制度に関する広報物を作成し、イベント来場者に配布することで、建物利用者に対して優マーク制度を周知するとともに、制度の活用促進を図る。
- イ 消防用設備等点検済表示制度事業

防火対象物に設置されている消防用設備等の適正な点検の実施を確保するため、点検業務に携わる者の責任の明確化と資質の向上を図り、併せて防火対象物関係者等による点検の確実な履行を促進するため次の事業を実施する。

 - (7) 制度をより浸透させるための広報及び点検済票貼付の促進
 - (i) 表示登録事業者に対する各種講習

点検保守業務に関する実技講習及び学科講習を開催し、法令改正や消防用設備等に係る最新の情報を提供し、表示登録事業者の実務能力向上を図る。
 - (ii) 点検推進指導員による確認事務

表示登録事業者の事業所や点検実施場所に当協会の点検推進指導員が出向し、

点検実施状況や消防用設備に貼付する点検済票の管理方法を確認、指導することで、消防用設備等点検済表示制度の円滑な運用を図る。

ウ 東京民間救急コールセンター運営事業

(7) 民間救急及びサポートC a b（タクシー）利用促進の普及広報

救急需要対策として、通院や入退院、病院間における緊急性の低い移動には、民間救急車またはサポートC a bを利用するよう都民等に促すため、リーフレットの配布やポスターを掲出するとともに、東京消防出初式等に参加し、車両展示等のP R活動を展開する。

(4) 民間救急及びサポートC a b（タクシー）利用者への配車案内

通院や入退院、病院間における緊急性の低い移動に係る都民等からの配車要請に基づき、東京民間救急コールセンター（以下「コールセンター」という。）に登録している事業者の民間救急車またはサポートC a bを要請者の居住地及び症状等に応じて紹介する。

(7) コールセンター登録事業者に対するレベルアップ方策

コールセンターの登録事業者に対して、感染症対策を含む安全かつ確実な患者搬送に資する教養及び対応訓練を実施する。

エ 表彰事業

防火・防災に関する事業を長年にわたり積極的に推進し社会貢献を行っている団体、個人に対して次の区分毎に表彰を行い、都民の安全・安心を更に高める。

(7) 防災安全功労

a 防火安全の普及活動に努め功労が認められる団体、防災教育、訓練等で顕著な功績があった事業所及び協会の運営発展に多大な貢献をした団体に対して表彰を行う。

b 防火・防災事業に係る協会の運営に多大な功績がある者又は協会役員を退任した者等に対して表彰を行う。

(4) 危険物保安功労

a 法令等を遵守し保安管理が適正で他の模範と認められる事業所に対して表彰を行う。

b 危険物に関する保安の確保及び安全思想の普及等に多大な功績を収めた者又は団体の発展に多大な貢献をした者に対して表彰を行う。

(7) 消防設備保守功労

a 消防用設備等の保守業務において長年の実績と表示登録事業者としての実績を有する事業所に対して表彰を行う。

- b 消防用設備等の保守業務において功績がある者に対して表彰を行う。
- (e) 救急業務協力功労
 - a 救命講習インストラクター制度に係る事業所インストラクターにおいて応急手当の普及啓発又は多大な功績が認められる者に対して表彰を行う。
 - b 患者搬送事業の推進に多大な貢献を収めた事業所に対して表彰を行う。
- (f) 協会運営等功労

協会の運営、発展及び事業の推進に功労があった者に対して表彰を行う。

(2) 防火・防災・応急手当講習事業（公1-2）

ア 法令等に定められた資格取得講習

- (7) 防火安全技術講習（3回、再講習7回）

防火対象物の避難管理や消防用設備等の設置計画等の業務に従事する防火安全の専門家を養成する講習を実施する。
 - (f) 防火管理技能講習（4回、再講習5回）

一定規模以上の建物の防火管理者の業務を補助するための高度で専門的知識・技術を有するスペシャリストを養成する講習を実施する。
 - (g) 消防設備点検資格者講習（第1種…4回、再講習12回）

（第2種…4回、再講習12回）

（特種…1回、再講習1回）

消火器、自動火災報知設備、スプリンクラー設備等などの消防用設備等を点検する資格者を養成する講習を実施する。
 - (h) 可搬消防ポンプ等整備資格者講習（一般、特例、再講習…各1回）

消防団、町会、自治会、事業所が保有する可搬消防ポンプの点検整備を行う技術者を養成する講習を実施する。
 - (i) 防火対象物点検資格者講習（2回、再講習4回）

一定規模以上の建物の防火管理上必要な消防計画の作成、消火訓練等の実施状況等を総合的に点検する資格者を養成する講習を実施する。
 - (k) 防災管理点検資格者講習（2回、再講習3回）

一定規模以上の建物において、震災対策やテロ対策などの防災管理状況を総合的に点検する資格者を養成する講習を実施する。
- ### イ 資格取得のための受験準備講習会
- (7) 危険物取扱者試験受験準備講習会（甲種2回、乙種第4類7回）

甲種と乙種第4類の危険物取扱者試験の受験者に対し、合格に向けた準備講習会を実施する。

(イ) 自衛消防技術試験受験準備講習会（２５回）

一定規模以上の建物の自衛消防業務に従事するための、自衛消防技術試験の受験者に対し、合格に向けた準備講習会を実施する。

ウ 小規模社会福祉施設の防火実務講習会（１５回）

高齢者等が入居する施設等の勤務者を対象に、火災発生時に取るべき行動について、それぞれの施設の実情に応じた実践的な訓練を通して学ぶことができるオーダーメイド型の防火実務講習会を実施する。

エ 応急手当の普及啓発に関する講習会等

協会が独自に作成した映像教材の活用等により、受講者や各種団体の多様なニーズ等に応じた講習を実施する。

(ア) 救命サポート講習（３２回）

企業等のニーズに応じて、応急救護に関する講習を実施する。

(イ) 島しょ地域の救命講習（２回）

東京都内の島しょ地域からの要請に応じて、各種救命講習を実施する。

(ウ) 大規模事業所における救助救命講習（１２７回）

多くの人を利用する大規模事業所の従業員に対して、震災等の災害発生時における救護・救出要領も含めた救命講習を実施する。

オ 防火安全セミナー（１回）

火災予防業務を適正かつ円滑に推進するため、事業所等の防火管理者や従業員等に対し、消防関係法令の改正等や災害事例を踏まえた予防対策等に関し周知する。

(3) 防火・防災・救急関係調査研究事業（公１－３）

防火・防災・救急に関する情報を収集し、調査研究を行う。

ア 地震、火災等の災害に関する調査研究

イ 防火・防災・救急の意識と行動力の向上に関する調査研究

ウ 指導員の技能向上及び効果的な講習の実施要領に関する調査研究

(4) 試験確認事業（公１－４）

製造されたタンク及び金属製１８ℓ缶等が危険物の規制に関する基準を満たしていることを確認する。

ア 少量危険物タンク試験確認（５回）

イ 金属製１８ℓ缶等試験確認（１０回）

(5) 患者用救急自動車運行事業（公１－５）

ア 小児・新生児病院救急車運行事業

東京都立小児総合医療センターにおいて、ハイリスク新生児搬送用及び障害（精神障害含む）を有する重篤小児搬送用のドクターカー2台を運行する。

イ 東京都福祉保健局緊急自動車運行事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者搬送用の緊急自動車5台を運行する。

ウ 公益財団法人東京都保健医療公社緊急自動車運行事業

多摩南部地域病院及び荏原病院の患者搬送用の緊急自動車を運行する。

2 公2事業

(1) 防火・防災・消防講習事業(公2-1)

防火管理者、防災管理者、危険物取扱者及び消防設備士の育成を目的として、次の事業を実施する。

ア 防火・防災管理講習事業

(ア) 防火・防災管理新規講習（232回）

甲種防火管理者と防災管理者の資格を併せて取得するための講習を実施する。

(イ) 防災管理新規講習（11回）

防災管理者の資格を取得するための講習を実施する。

(ロ) 乙種防火管理講習（40回）

乙種防火管理者の資格を取得するための講習を実施する。

(ハ) 防火・防災管理再講習（32回）

一定規模以上の建物において、防火・防災管理者として選任されている有資格者が5年に1回受講する必要がある再講習を実施する。

(ニ) 甲種防火管理再講習（18回）

一定規模以上の建物において、甲種防火管理者として選任されている有資格者が5年に1回受講する必要がある再講習を実施する。

イ 消防講習事業

(ア) 危険物取扱者保安講習（41回）

危険物取扱者（資格者）が取扱作業の保安を確保するために必要な講習を実施する。

(イ) 消防設備士講習（45回）

消防設備士（資格者）が消防用設備の工事又は整備するために必要な講習を実施する。

(2) 救命講習事業(公2-2)

都民の応急手当に関する知識技術の向上を目的として、次の事業を実施する。

ア 普通・上級救命講習（6,496回）

心肺蘇生法、AED使用法、窒息手当、止血法に加え、上級では小児・乳児の対応、外傷、搬送法等を習得する講習を実施する。

イ 指導者用救命講習（195回）

指導員や普及員として各種救命講習が正しく指導できる知識・技術を習得する講習を実施する。

ウ 現場派遣員用救命講習（33回）

自動通報制度による警備会社等の現場派遣員が臨場先で利用者等に対して、迅速・適切な援助、救護活動が実施出来るよう、必要な知識と技術を習得する講習を実施する。

エ 患者等搬送乗務員用救命講習（26回）

東京消防庁の認定基準に適合する患者等搬送事業者として求められる、患者等の症状の悪化防止及び安全な搬送のために必要な知識と技術を習得する講習を実施する。

3 公3事業

消防に関する歴史的な遺産や装備の展示施設を活用した防火防災思想の普及や、火災や地震等の模擬体験施設を活用した防災行動力の向上を目的として、外国人・障がい者など来館者の多様なニーズに応えていくことを目指し、次の事業を実施する。

(1) 消防博物館運営事業（公3-1）

ア 所蔵品の公開展示や地域社会の関心を捉えた特別企画を実施することで幅広い層の来館者に対し、防火防災思想の普及、促進を図る。

イ 360°カメラの画像素材等を活用し、SNS投稿による施設や展示品を紹介するなど、積極的に広報を実施することで、来館促進を図るとともに、防火防災思想の普及、啓発を図る。

(2) 防災館運営事業（公3-2）

ア 池袋・立川・本所都民防災教育センター（防災館）において、火災や地震水災の模擬体験施設を活用し、来館促進方策として各館の特色を生かした体験ツアーを実施することで、個人及び団体など、より多くの方へ利用しやすい多様な防災学習の機会を提供し、防災行動力の向上を図る。

イ 池袋防災館において夜間の災害を想定した体験ツアー（ナイトツアー）を実施する。

ウ 立川防災館において運用する起震車を活用し、学校や地域の防火防災訓練指導を実施する。

エ 各防災館のWEB申し込みについて継続運用するとともに、利用者の更なる利便性の向上の観点から検証を重ねていく。

II 収益事業等

防災・救急関係図書等販売事業（収1）

防火・防災・救急に関する図書、資器材等の販売、法令に基づく防火対象物の認定証頒布等、次の事業を実施する。

- 1 防火・防災・救急関係図書の販売
- 2 防火・防災・救急関係資器材の販売
- 3 防火セイフティマーク、優良防火対象物認定証等の頒布
- 4 防火対象物の避難安全性に関する検証

III その他法人の目的を達成するために必要な事業

1 協会上申による表彰

(1) 総務大臣表彰

安全思想の普及徹底等災害の発生の防止、被害軽減に尽力し、又は貢献した個人・団体に対して行われる表彰の上申を行う。

(2) 消防庁長官表彰

危険物安全管理の推進に努めるとともに危険物の保安に関する行政の推進に協力し、国民生活の保持に顕著に貢献した個人・事業所に対して行われる表彰の上申を行う。

(3) 一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰

国民の安全に係る研究、教育、訓練、安全思想の普及、防災機器・製品の普及等について、長年にわたり貢献し特に優れた功績をあげた個人・団体に対して行われる表彰の上申を行う。

(4) 一般財団法人全国危険物安全協会理事長表彰

永年にわたり危険物関係業務に携わり、危険物災害の防止等に多大な功績をあげた個人又は事業所に対して行われる表彰の上申を行う。

(5) 関東甲信越地区危険物安全協会連合会長表彰

危険物施設の設備等の維持管理並びに保安監督者が優秀で他の模範となる事業所に対して表彰上申を行う。

2 システム整備の推進

都民の利便性及び協会の事務効率の更なる向上に向け合致するシステムを検討し、導入や整備を推進する。

3 DXの推進

デジタルトランスフォーメーション事業を強力に推進する。

(1) 講習のオンライン化

集合型講習のほかに、危険物取扱者試験受験準備講習会(乙4)についてオンライン講習を本格運用しているが、自衛消防技術試験(学科)についても、オンライン講習を本格運用する。

併せて、電子申請及び電子決済システムも本格運用する。

(2) ワークフローシステムの検証

導入した電子決済等が可能なワークフローシステムを検証し、搭載されたアプリの更なる有効活用の習熟に努めるとともに、活用頻度の高い新たな様式等をフォーマット化していく。

(3) テレワーク環境の更なる整備

職員のテレワークの推進のため、在宅時に活用するソフトウェア及びモバイル機器等の導入結果を踏まえ、テレワークの定着に向け検証しリモート環境の整備を行う。

4 5つのレスの推進

電子申請及び電子決済システム、インターネットFAX等のデジタルツールを活用し、ペーパーレス、はんこレス、キャッシュレス、FAXレス、タッチレスの5つのレスを推進する。

5 新型コロナウイルス感染防止対策の推進

新型コロナウイルス感染症再拡大防止対策として、東京都が定めるガイドラインを継続遵守し、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた対策を行い各種業務を積極的に推進する。

IV 協会の運営管理

1 評議員会、理事会の開催

協会の適法かつ円滑適切な運営を図るため、評議員会及び理事会を開催する。

2 防災関係団体との連携交流

一般財団法人全国危険物安全協会、一般財団法人日本消防設備安全センター等と連携を図り事業の円滑化を図るため積極的な連携を図る。

3 職員研修体制の充実

都民や受講者へのサービスの向上を図るため、教育技能研修や主任研修の受講など人材育成を推進する。

4 職場体験の受入れ

社会貢献の一環として、職場体験型インターシップの受け入れを継続する。